

第157回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 1 5 7 回通常総会議事録

1. 日 時 令和6年7月24日(水) 12時57分～14時06分

2. 場 所 青森県共同ビル 1階 「大会議室」

3. 出席会員 36名

青森県	青森市	弘前市	黒石市
つがる市	平川市	平内町	外ヶ浜町
今別町	蓬田村	鱒ヶ沢町	深浦町
西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村
板柳町	中泊町	鶴田町	野辺地町
七戸町	六戸町	横浜町	東北町
おいらせ町	大間町	東通村	風間浦村
佐井村	三戸町	五戸町	田子町
南部町	階上町	新郷村	医師国保組合

4. 欠席会員 6名

八戸市	五所川原市	十和田市	三沢市
むつ市	六ヶ所村		

5. 出席常勤役員 常務理事 舛 甚 悟

6. 事務局 長内事務局長外13名

7. 提出議案

- | | |
|-----------|---|
| (1) 報告第1号 | 理事長専決処分事項報告の件 |
| (2) 議案第1号 | 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
事業報告の件 |
| (3) 議案第2号 | 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計決算の件 |
| (4) 議案第3号 | 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計決算の件 |
| (5) 議案第4号 | 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計決算の件 |

- (6) 議案第5号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
国保新聞等特別会計決算の件
- (7) 議案第6号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業
特別会計決算の件
- (8) 議案第7号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
レセプト電算処理システム準備積立金
特別会計決算の件
- (9) 議案第8号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計決算の件
- (10) 議案第9号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の件
- (11) 議案第10号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計決算の件
- (12) 議案第11号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の件
- (13) 議案第12号 令和5年度青森県国民健康保険団体連合会
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件
- (14) 議案第13号 令和6年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計補正予算(案)の件
- (15) 議案第14号 令和6年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計補正予算(案)の件
- (16) 議案第15号 令和6年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計補正予算(案)の件
- (17) 議案第16号 令和6年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業特別会計補正予算(案)の件
- (18) 議案第17号 令和6年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計計画変更(案)の件
- (19) 議案第18号 令和6年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計補正予算(案)の件
- (20) 議案第19号 退職者医療共同事業拠出金規則を廃止する規則(案)の件
- (21) 議案第20号 理事の補充選任(案)の件
- (22) 議案第21号 国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件
- (23) 議案第22号 保険料水準の完全統一に向けた要望活動の件

三和総務課長補佐	第157回通常総会並びに令和6年度顕彰式の開会を告げた。(とき：12時57分)
高 樋 理 事 長	主催者挨拶。(要旨別紙)
三和総務課長補佐	表彰状の授与は、本総会の席上において、受賞者の氏名を朗読することにとどめ、当該市町村長からの伝達表彰をお願いすることとし、受賞者12名の氏名を朗読し、顕彰式を終えた。
長 内 事 務 局 長	議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、南部町長工藤 祐直氏を選任した。
議 長	就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は36名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議 長	議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、外ヶ浜町長 山崎 結子氏、六戸町長 佐藤 陽大氏の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
倉 光 監 事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議 長	議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点のみの説明にとどめるよう事務局に対し指示した。 本総会の提出議案である報告事項1件、議決事項22件を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承を得て、報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局の説明を求めた。
瓜 田 総 務 課 長	総務課長の瓜田から説明したい。 議案書の3頁をお開き願いたい。 報告第1号は、理事長専決処分事項報告の件で一般会計の補正予算第1号であるが、早急に対応する必要があったので、国保法の規定により令和6年5月24日に専決され

たものである。

専決処分理由であるが、国は、令和6年2月から5月の介護、障害福祉職員の収入を引き上げるため、都道府県を実施主体とした「処遇改善支援事業」を実施することとし、県から事業所等への補助金額の算出事務の受託要請があったところである。

これに伴って、当該事務開始前までに県及び委託電算会社との業務委託契約に要する予算措置を講じるため、歳入・歳出に科目を新設し、必要額を追加したものである。

歳入・歳出予算補正事項別明細書は、6頁、7頁に載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議 長 次に、議案第1号令和5年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。

舛 甚 常 務 理 事 常務理事の舛甚である。

私からは、情勢報告について説明したい。

配付資料のNo.1をご用意願いたい。

まず1点目は、1頁の令和6年度税制改正大綱に伴う対応についてである。

まず、経緯であるが、審査支払業務は国保連合会と支払基金の2つの機関で行っているが、国保連合会のみが法人税課税の対象とされていた。

また、大規模なシステム更改に要する開発負担金と運用費の財源確保が最大の課題となり、積み立てを行うにも上限があったところである。

そのため、国に見直しを要望してきた結果、「令和6年度税制改正大綱」において、国保連合会における一定の要件に該当する業務については、法人税法上の収益事業から除外されることが盛り込まれた。

1に記載のとおり、事業内容に基づいて収益事業と非収

益事業を明確に整理し、別々の会計で経理することとなる。

例えば、自前の会館の空きスペースを貸し出したり、駐車場経営している他県の連合会があり、これは当然にして収益事業となり、2に記載のとおり、今後も法人税の申告や納付が必要である。

次の3であるが、積立金を積む場合、毎年度、厚生労働省に積立計画の提出と事業状況の報告が必要となるようである。

4として、非収益事業である審査支払業務において剰余金が生じた場合は、翌年度の手数料等から減額して調整することが原則であるとされている。

今後の対応であるが、詳細な取扱いに関する通知は国から7月中に発出される予定である。

本会における収益事業にあたるものとして、国保新聞等特別会計で経理しているシステム端末の賃貸借、参考図書や被保険者証等の斡旋が該当するのではないかと考えている。

国からの通知に基づき、収益事業と非収益事業の整理を行い、積立資産に係る規程の改正や予算補正については審査支払手数料に直結することから、臨時理事会・総会を書面開催し承認を得たいと考えているので、了承いただきたい。

2頁をご覧願いたい。

2点目は保険税（料）算定への金融所得の勘案に向けた検討についてである。

国は、所得に応じて賦課・徴収する医療や介護の保険料の算定に、株式配当などの金融所得を反映する仕組みづくりができないかということで検討を開始された。

現在、保険料は自治体が把握する加入者の所得をもとに算定される仕組みであるが、金融所得については確定申告を行うことで保険料に反映されるものの、申告しなければ反映されないことから、不公平だとの声が根強くある。

そのため、金融機関が保有する情報を自治体と共有することの可否や共有にあたって必要となるシステムの構築方法などが検討されることとなっている。

資料に記載はないが、被用者保険は、講師の講演料など本業以外にも他の仕事をして収入を得ているケースがあり、その所得捕捉の問題や、保険料を事業主と労使折半している仕組みへの影響が問題となることから除外するようである。

保険税（料）算定に新たな情報を加えて計算することになると、自治体業務の負担増が懸念されることから、今後の議論の動向を注視しなければならないと考えている。

次に、3点目は正常分娩の保険適用に向けた検討である。

国は、令和8年度を目途に正常分娩の出産費用に公的医療保険を適用する方向で検討を始めたところである。

四角囲み部分であるが、出産育児一時金は令和5年4月から子1人につき50万円が支給されている。

正常分娩による出産費用は、現在、保険適用されていないため、医療機関ごとに自由に価格設定が可能である。

令和4年度の全国平均は48万2,294円である。

参考として掲載しているが、最高は東京都の60万5,261円、最低は熊本県の36万1,184円、本県は39万4,927円で全国44位という状況であり、地域差が大きく都道府県別で見ると24万円以上の格差がある。

国は、保険適用が実現されることで全国一律の公定価格となり、正常分娩のサービスの質が確保されるというメリットや出産費用の50万円を超える部分は自己負担となるため、その軽減が図られる可能性があるとしている。

一方、デメリットとしては逆に公定価格が下がり、廃業する者も一定数出るのではないかと、ある開業医のコメントも耳にしていたところでもあるので、有識者会議等の議論の動向を注視して参りたい。

3頁をご覧ください。

4点目は、本日初めて報告するものであるが、被用者保険の被保険者適用拡大に向けた議論の経過である。

厚生労働省が設置した有識者懇談会において議論を重ね、7月3日に報告書を取りまとめた内容を記載している。

①として、5人以上の個人事業所について、非適用業種を解消する方向で議論を進めるべきとしている。

以下に記載の1から17までの事業は、現在適用されている業種である。

現在適用されていない全ての事業に対しても適用すべきとしている。

②として、短時間労働者の被用者保険への加入要件である企業規模要件を撤廃すべきとしているが、中小事業所については、負担軽減と激変緩和の観点から、適用拡大は段階的に進めるとされている。

ここで、先に③の下に記載している※印の部分を見ていただきたい。

懇談会に参画している国保中央会常務理事は、適用拡大がなし崩し的に進められると一定所得の被保険者が大幅に被用者保険に移行することになり、国保の構造的な課題が一層深刻化し、保険者機能の発揮が困難となるため一定の歯止めが必要と主張してきた。

③として、5人未満の個人事業所への適用は、国保制度への影響が特に大きいとの国保サイドの意見を踏まえ、次期改正時での見直しは見送りとなった。

今後の対応として、社会保障審議会の年金部会と医療保険部会において議論される予定である。

医療保険部会には、全国知事会の代表で福島県知事、全国市長会からは、三重県の津市長が入っている。

国保中央会もメンバーに入っており、必要に応じて対応していく。

私からの説明は以上であるが、引き続き担当から、令和

小田切事務局次長

5年度の事業報告関連資料について説明させる。

引き続き、事務局次長の小田切から事業報告関連資料について説明したい。

1点目は、令和6年度分の保険者インセンティブ制度である。

まず、国保分の保険者努力支援制度であるが、取組評価分として全国枠で競争配分される1,000億円に加えて、令和2年度からは、疾病予防・健康づくりをより強力に推進することを目的に500億円が増額され、総額

1,500億円規模で運用されてきたところである。

令和5年度分からは、財務省からの指摘を受け予算の執行状況を踏まえた結果、総額で1,380億円規模に見直されたが、令和6年度も同額が措置されている。

下の表であるが、左側には「市町村分」、右側には「都道府県分」の今年度交付される分の評価指標を掲載している。

どちらも指標の大幅な変更はなく、点数配分の高い項目については、黄色で網掛けしている。

左側の市町村分の真ん中あたりにある「共通⑤」の「重複・多剤投与者に対する取組」、その下の「共通⑥」の「後発医薬品に関する取組」、その下の「保険税の収納率」、最後の「適正かつ健全な事業運営の実施状況」の配点が高くなっている。

右側の方の都道府県分であるが、中段に記載の指標②の(i)「年齢調整後の1人当たり医療費」、指標③の(ii)「法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一」の配点が高く設定されている。

この都道府県分の指標①と②は、その都道府県内の市町村の取組が評価されるもので、例えば、一番上の指標の特定健診の受診率では、県平均が60%を超え、さらに前年度から1%アップしていること、また、保健指導については県平均が60%を超え2%アップしていることという要件をクリアした場合、満点の20点が獲得できるといった

評価の仕方になっている。

5頁をお開き願いたい。

「市町村分」と「都道府県分」を合わせた、今年度交付される都道府県別の1人当たり交付額の速報値である。

本県の1人当たり交付額は、右上の表の下段に記載しているが、5,675円で5年度に比べ1,736円高くなっており、順位も36位から3位に急上昇した。

これは、「都道府県分」の交付額が5年度に比べ、約4億2,000万円高くなったことが主な要因と思われる。

表の下の※印に記載しているが、年齢調整後の1人当たり医療費は全国と比較すると5番目に低く、またコロナ以前の水準と比較してもその改善状況が全国で3番目に良いことなど、医療費適正化に関する取組による獲得点数が高くなったことが影響しているものと思われる。

6頁をお開き願いたい。

6頁は、「市町村分」と「県分」を合わせた、令和6年度の県内市町村別の1人当たり交付額である。

次の7頁は、県内市町村別の獲得点数を項目毎にグラフ化したものである。

いずれも参考にさせていただきたい。

8頁をお開き願いたい。

8頁は、介護保険分のインセンティブ制度である。

「保険者機能強化推進交付金」と「保険者努力支援交付金」の2つがあるが、令和6年度分の「保険者機能強化推進交付金」については、介護職員の処遇改善や物価高騰への対応など、介護報酬に必要な水準に引き上げつつ介護保険制度関連予算の調整を行った結果、5年度に引き続き50億円減額され、100億円に圧縮されるとともに評価指標が大幅に見直されている。

令和6年度分の評価指標は中ほどに掲載しているが、配点の高い項目に色付けしている。

体制や取組を評価する項目の配点が高くなっている。

9 頁をお開き願いたい。

市町村分の今年度交付される、都道府県別の 1 人当たり交付額である。

本県の 1 人当たり交付額は、右上の表に記載しているとおおり 8 5 5 円で、全国 9 位と前年度より 1 人当たり交付額は少なくなったが順位は上がっている。

これは、保険者機能強化推進交付金が前年度よりも 5 0 億円縮減されたことによる交付額の減少が大きく影響している。

次の 1 0 頁は、都道府県別の獲得点数でグラフの中ほどにあるが、本県は 2 8 位となっている。

1 1 頁には、県内市町村別の獲得点数を掲載している。後程ご覧いただきたい。

1 2 頁をお開き願いたい。

2 点目は、医療費の支払状況である。

グラフの右端が令和 5 年度の本県における医療費の支払額であり、国保と後期を合わせると 2, 6 2 3 億円と 1 0 0 億円増加した。

下の表には、被保険者数の推移を掲載しているが、青字の国保は非正規従業員の社保適用の拡大や、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより大きく減少している。

一方、赤字で記載の後期高齢者は昨年度に引き続き 4, 0 0 0 人以上増加している。

1 3 頁をお開き願いたい。

3 点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成 1 2 年度は、年間の支払額が 5 2 0 億円であったが、2 4 年目の令和 5 年度では約 2. 7 倍の 1, 3 9 8 億円となった。

なお、令和 4 年度は制度開始以来初めて支払額が前年度を下回ったが、再び増加に転じている。

1 4 頁をお開き願いたい。

最後の 4 点目は、障害介護給付費等の支払状況である。

ご覧のとおり、オレンジ色の障害者、そして薄紫色の18歳未満の障害児分も年々増加している。

以上、事業実施状況を報告したが、医療費適正化対策など保険者インセンティブ制度において、各市町村が点数を獲得できるよう県と連携し支援していくとともに、医療や介護等の審査支払業務の適確な処理に引き続き努めて参りたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、決算関係を一括ご審議願いたい。

議案第2号令和5年度一般会計決算の件から第12号令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。

瓜田総務課長 資料No.2の「令和5年度本会決算説明資料」をご用意願いたい。

決算関係については、議案書では180頁にも及ぶことから要点を簡潔にまとめたこの資料で説明する。

表紙をめくっていただき、1頁と2頁は令和5年度の決算総括表である。

1頁の真ん中あたりの②、③の欄が決算額、④が翌年度繰越額、その隣が繰越額の主な要因を歳入、歳出それぞれ記載している。

また、各会計の網掛け部分は支払勘定であるが、これは保険者から医療費を受け入れし医療機関に支払う通過勘定であるので、基本的に翌年度繰越額は0円となっている。

本日は翌年度繰越額が大きく発生している会計、勘定を説明する。

はじめに、議案第2号は一般会計である。

④の翌年度繰越額は2,929万2,385円である。

朱書きで付記しているが、この繰越額が6年度予算で繰越金として計上している額を上回ったので、後ほど補正予

算案をお諮りすることとしている。

なお、ほかの会計においても同様に予算補正が必要な場合は同じように付記している。

繰越額の主な要因として歳入の1つ目は負担金の増であるが、予算では被保数を抑えて見込んでいたため、55万円の増となっている。

2つ目として、国庫補助金が427万円の増となっている。

歳出では、総務費、事業費とも各事業執行費用の不用分で合わせて1,400万円ほど、3つ目の諸支出金不用分370万円と予備費不用分として564万円となっている。

次に、議案第3号は国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計である。

一番上の運営費に係る業務勘定であるが、翌年度繰越額は、5,168万2,762円である。

主な要因であるが、歳入では1つ目が手数料で先程の被保数同様、レセプト件数を抑えて見込んでいたため583万円増えているが、コロナワクチン接種事務費が652万円減となり、トータルでは134万円のマイナスとなっている。

2つ目は、国庫補助金としてここに記載の2つの事業分で1,300万円程増えている。

歳出では、1つ目として総務費の不用分が2,905万円、2つ目として国保審査委員等の報酬などの不用分が516万円、3つ目として国保中央会負担金の不用分が329万円となっている。

続いて、議案第5号は国保新聞等特別会計である。

この会計は、先程常務理事から説明があったが、市町村における参考図書等の共同購入費、業務端末リース料、医療費通知の費用などを経理しており、翌年度繰越額は1,048円で当期利益金となる。

続いて、少し飛んで一番下の議案第8号は介護保険事業

特別会計である。

翌年度繰越額は、939万8,141円である。

歳入では、1つ目として手数料であるが、電子証明書発行件数とケアプランデータ連携システムライセンス料が456万円の減となっている。

これは、歳出の1つ目、総務費の電子証明書発行件数減に伴う事務費の減と、その下のケアプランデータ連携システムライセンス料支出金と同額で見合いであるので、歳入不足になるものではない。

歳入の2つ目は繰越金が146万円増となっているが、これは、当初計上していた繰越額を上回ったものである。

歳出は、総務費の不用分が940万円、国保中央会負担金の不用分が100万円となっている。

2頁をお開き願いたい。

議案第9号は、障害者総合支援法特別会計である。

翌年度繰越額は、590万3,496円である。

歳入の1つ目として、手数料が95万円の増となっている。

これは、レセプト件数が予算積算件数を若干上回ったことによるものと電子証明書発行件数の減で、トータルでは増となっている。

この電子証明書発行件数の減は、先程の介護保険会計と同様で、歳出の1つ目、総務費の電子証明書発行件数の減に伴う事務費不用分と同額で見合いとなっているので、歳入不足になるものではない。

歳入の2つ目は、繰越金が122万円の増となっている。

こちら先程と同様、当初計上していた繰越額を上回ったものである。

歳出であるが、1つ目は総務費の不用分として259万円、2つ目として国保中央会負担金の不用分が83万円となっている。次に、議案第10号は医師確保対策事業特別会計である。

この会計は、県と市町村が拠出し実施している医師修学資金支援事業を經理している。

翌年度繰越額は1,100万6,708円となっている。

主な要因であるが、1つ目として留年等による修学生への支援費の不用額、2つ目として契約解除者6名からの返還金によるもので、この繰越額は6年度の市町村負担金に充当している。

次に、議案第11号は後期高齢者医療事業特別会計である。

翌年度繰越額は4,149万6,240円である。

歳入の1つ目として手数料が1,452万円の増であるが、これは予算積算時にレセプト件数を抑えて見込んでいたことによるものである。

2つ目として、広域連合受入金1,395万円の減となっているが、これは広域連合電算処理システムのクラウド化の時期が6年度へ先送りになったことにより、当該システムの更改業務委託料が減になったものである。

歳出であるが、1つ目として総務費の不用分が、3,288万円となっている。

先程説明したシステムのクラウド化延期に伴う回線使用料の不用分などが主な要因となっている。

2つ目として、国保中央会負担金不用分が147万円となっている。

最後に、議案第12号は特定健診等事業特別会計である。

翌年度繰越額は492万5,405円である。

歳入の1つ目として手数料の増であるが、データ管理件数が予算積算件数を上回ったことにより、249万円の増となっている。

2つ目として、繰越金が96万円の増となっている。

歳出では、総務費の各事業執行費用不用分が52万円、国保中央会負担金不用分が79万円となっている。

以上で、全11会計の決算合計額は、一番下の欄で歳入

が4, 535億2, 278万3, 492円、歳出が4, 533億6, 906万5, 737円で翌年度繰越額は、1億5, 371万7, 755円となっている。

続いて、3頁には参考として会計種別ごとの内訳を載せている。

左上の表は手数料を徴収している一般会計と5つの会計の業務勘定、右側には医療費等を通過経理する支払勘定をまとめている。

また、4頁からは各会計の決算の詳細を載せているので、参考に願いたい。

最後に、飛んで10頁をお開き願いたい。

積立金の状況を整理している。

左側の表の下から2つ目の8番・合計額をご覧願いたい。

積立金種類ごとの各会計の合計である。

5年度の出納閉鎖となる令和6年5月31日現在の総保有額は、4億5, 051万9, 000円で、昨年度比1, 333万1, 000円の増である。

これは、本会の全てのシステムが数年に亘って更改されるための積み増しであり、事業運営積立資産と退職手当積立資産以外は令和8年度までにはほぼ全額をその経費に充当することとなる。

右側には、各積立金の目的、上限額、運用方法を一覧にしている。

一番左の種別欄の※印を記載している3つの積立金については、表の下の四角で囲んでいるが、先程、情勢報告で常務理事からも説明があったように、令和6年度税制改正に伴って本会における積立金の在り方が変更となる。

今後、国からの通知に従って関係規則等の改正を行うこととしている。

決算の説明は以上である。

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第2号から第12号までの計11件の議案は原案どお

議

長

り決定する旨宣した。

次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。

議案第13号令和6年度一般会計補正予算の件から第18号令和6年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計6件について、事務局の説明を求めた。

長内事務局長

事務局長の長内から、補正予算6件について説明する。議案書の275頁をお開き願いたい。

議案第13号は、令和6年度一般会計の補正予算第2号である。

事項別明細書で説明するので、278頁をご覧願いたい。

補正内容であるが、先程の決算関係で説明した5年度の決算剰余金が、6年度予算に措置した繰越金を上回ったので、その増額分520万円を歳入・繰越金に追加し、同額を歳出・予備費に追加するものである。

その理由は説明欄に記載のとおり、被保険者数の減少が続いているので、7年度においても保険者に負担いただいている一般負担金の減収が予想されることから、その備えとしたいというものである。

続いて280頁である。

2件目は、議案第14号診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。

282頁の事項別明細書をご覧願いたい。

この会計も5年度からの繰越金が増額となったので、その増額分3,369万3千円を歳入・繰越金に追加し、歳出には同額を3つに分けて追加するものである。

下段の歳出、右側の金額と説明の欄をご覧いただくと、1つ目は1,662万6,000円を財政調整基金積立資産に追加する。

被保険者数の減少によりレセプト件数の減少が続いており、7年度においても審査支払手数料の減収が見込まれることから、それに備えるものである。

2つ目は、556万7,000円を電算処理システム導

入作業経費積立資産に追加する。

これは、過年度の積み残し分に充てるものである。

3つ目は、1, 150万円を職員退職手当特別会計繰出金に追加する。

5年度末、自己都合により退職した職員に支給した退職金を補填するものである。

続いて、284頁をお開き願いたい。

3件目は、議案第15号介護保険事業関係業務特別会計の補正予算である。

286頁の事項別明細書をご覧願いたい。

こちら、前年度繰越金が増額となった

421万2,000円を歳入・繰越金に追加し、同額を歳出・積立金の財政調整基金積立資産に追加する。

その理由は説明欄に記載のとおり、介護保険審査支払等システムの更改が7年度に予定されているので、これに係る本会設置機器経費の財源とするものである。

続いて、288頁をお開き願いたい。

4件目は、議案第16号後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正予算である。

290頁の事項別明細書をご覧願いたい。

こちら前年度繰越金が増額となった

1, 310万6,000円を歳入・繰越金に追加し、歳出には同額を3つに分けて追加するものである。

下段の歳出、右側の金額と説明の欄をご覧いただくと、1つ目は、953万3,000円を財政調整基金積立資産に追加する。

「後期高齢者医療請求支払システム」の更改が7年度に予定されているので、これにかかる本会準備経費の財源とするものである。

2つ目は、307万3,000円を電算処理システム導入作業経費積立資産に追加する。

これは、過年度の積み残し分に充てるものである。

3つ目は、50万円を職員退職手当特別会計繰出金に追加する。

5年度末、自己都合により退職した職員に支給した退職金を補填するものである。

続いて、292頁をお開き願いたい。

5件目は、議案第17号職員退職手当特別会計の計画変更である。

1の計画変更の理由であるが、5年度末、退職した職員に支給した退職金を補填するため、先程説明した診療報酬審査支払特別会計からの1,150万円と後期高齢者医療特別会計からの50万円をそれぞれ繰入れするものである。

なお、これらの金額は退職した職員の人件費を負担していた会計で按分したものである。

2の変更計画書は293頁のとおりで、借方・預金と貸方・退職給付引当資産ともに514万9,000円に、先程の1,150万円と50万円を合わせた1,200万円追加し、1,714万9,000円とするものである。

続いて、296頁をお開き願いたい。

6件目は、議案第18号医師確保対策事業特別会計の補正予算である。

298頁をご覧願いたい。

今年度の医師修学資金支援事業において、6名から契約解除の申し出があったので、解除者からの返還金

2,112万円を歳入・貸付金返還金に追加する。

また、同額を歳出・返還金に追加し、県へ補助金を返還する。

なお、県補助金の返還額はこのうちの1,360万円程で、残りの約750万円は7年度に繰越し、市町村負担金に充当される。

補正予算6件の説明は以上である。

深浦町長、藤崎町長退席。（とき：13時45分）

議

長

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、

議 長 議案第13号から第18号までの計6件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

瓜田総務課長 次に、議案第19号退職者医療共同事業拠出金規則を廃止する規則の件について事務局の説明を求めた。

議案の301頁をお開き願いたい。

議案第19号は、退職者医療共同事業拠出金規則の廃止である。

303頁に規則の条文を掲載しているので、そちらの第2条をご覧願いたい。

廃止理由であるが、国保中央会退職者医療事業分担金規程に基づく分担金に充てるため、市町村から退職者医療共同事業拠出金を納付いただいていたが、本年4月に退職者医療制度が廃止されたことに伴い、国保中央会において退職者医療事業分担金規程を廃止しているので、本会においても当該規則を廃止するものである。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第19号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第20号本会役員選任の件について事務局の説明を求めた。

瓜田総務課長 議案書の304頁をお開き願いたい。

議案第20号は、理事の補充選任の件である。

本会の理事については、現在、県推薦理事が1名欠員となっている。

このため、先般、県から推薦のあった青森県健康医療福祉部長の守川義信さんを本会役員の選任方法等に関する規則に基づき選任いただきたいという主旨である。

なお、任期は本日から現役員任期満了日の令和7年7月11日までとなる。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第20号は原案どおり決定する旨宣した。

議	長	次に、議案第21号国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。
長	内 事 務 局 長	議案書の308頁、309頁をお開き願いたい。 令和6年度の国保制度改善強化全国大会を経て実現を期する当面の懸案事項として、13項目を掲げ本日の通常総会において決議し、本年度の実行運動を展開するとの主旨である。 なお、今年度の国保制度改善強化全国大会は11月15日金曜日に東京都で開催予定である。 決議文を朗読した。
議	長	事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、議案第21号は原案どおり決定する旨宣した。
議	長	次に、議案第22号保険料水準の完全統一に向けた要望活動の件について事務局の説明を求めた。
長	内 事 務 局 長	議案書の310頁をお開き願いたい。 本県における令和12年度からの保険料水準の完全統一に向けて、県知事へ要望活動を実施したいという主旨である。 1の要望書案は311頁に掲載しているが、日付の誤植があり、この頁のみ差し替えをお願いしている。 その差し替えした議案をご覧いただきたい。 要望書案を読み上げた。 310頁に戻っていただき、2の要望活動への参加者は、正副理事長、常務理事の三役としている。 説明は以上である。
議	長	事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、議案第22号は原案どおり決定する旨宣した。
議	長	全議案の議了を宣した。(とき：14時03分)
櫻 井 副 理 事 長		閉会挨拶。(とき：14時04分)
三和総務課長補佐		総会日程の終了を告げた。(とき：14時06分)

上記第157回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 8月 13日

議

長

江藤祐直

令和 6年 8月 16日

議事録署名者

山崎結子

令和 6年 8月 19日

同

上

佐藤陽大

国保連合会 第157回通常総会・理事長 挨拶文

とき 令和6年7月24日 午後1時

ところ 青森県共同ビル・1階「大会議室」

第157回通常総会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

ご案内のように、本日の総会では、令和5年度の事業報告・決算等をご審議いただくこととしております。

また、それに先立ちまして、永年にわたり国保事業の発展と安定運営に寄与され、その功績が顕著な方々を表彰させていただくこととしております。

本総会では、お名前のご紹介のみとなりますが、本日も出席^{ながお}いただいております、長尾・平川市長さんをはじめ、受賞されました方々の、これまでのご努力に対し、改めて感謝を申し上げます。

さて、各議案につきましては、このあと、情勢報告と併せてご説明することとしておりますが、冒頭、私から3点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和5年度における、本会の会務運営についてであります。

年間260億円を超える、国保及び後期高齢者の医療費や、約140億円まで増加した、介護給付費などの各審査支払業務をはじめ、「保険者努力支援制度」の評価指標であります、「医療費適正化対策」や「介護予防」などの市町村業務への支援に、全力を挙げて取り組んで参りました。

また、国が強力に推進する「医療DX」の要となる、「オンライン資格確認等システム」につきましても、市町村における国保事務の効率化に向け、確実な情報連携に取り組んだところであります。

次に、第2点目は、本県の国保財政の状況についてであります。

本日の配付資料であります、「国保財政等の状況」によりますと、財政運営の都道府県化に伴う、国の公費投入の効果などもありまして、平成30年度から6年連続で、全市町村が黒字となる見込みとなりました。

しかしながら、基金の取り崩しで対応している市町村が、全体の3割を超えております。

懸命な運営努力にもかかわらず、まだまだ厳しい状況

が続いていることから、国の財政支援の継続はもとより、更なる拡充・強化を求めていく必要があると痛感しております。

第3点目は、「国保の保険料水準の完全統一」についてであります。

去る6月21日に閣議決定された「骨太の方針」において、「保険料水準の統一を徹底する」とされたことを踏まえ、厚生労働省は昨年10月に策定した「加速化プラン」を改定し、令和15年度までの実現を目指すという新たな目安を掲げた上で、遅くとも18年度までに「完全統一」に移行するという目標を設定されました。

本県におきましては、令和12年度・賦課分からの実現を目指しておりますが、そのためには、現在、市町村毎に異なっている業務の標準化や、健康づくり事業の在り方など、諸課題の検討・調整が必要であります。

このようなことから、先般、もりかわ県健康医療福祉部の守川部長さんと意見交換を行い、これまで以上に、県がリーダーシップを発揮していただくよう、お願いしてきたところであります。

今後は、宮下知事に対し、要望活動を展開して参りたい

と考えており、本日、その内容等を議案として提案しておりますので、ご協議の程よろしくお願いいたします。

本会といたしましては、国保事業等の安定運営を図るため、引き続き市町村支援に、積極的に取り組んで参る所存でありますので、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。